

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	担当部局・担当課室	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第82条第4項及び83条第2項 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号）第13条第1項	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨 労働者の衛生の水準の向上のため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う必要があることから、医師国家試験合格者等について、労働衛生コンサルタント試験（保健衛生区分）の筆記試験の全科目を免除するもの。</p> <p>○事務・事業の内容 医師国家試験に合格した者等が厚生労働大臣が指定する法人が行う講習を修了した場合に、労働衛生コンサルタント（保健衛生区分）のうち筆記試験の全科目を免除するもの。</p>		
事務・事業の目的	労働者の衛生の水準の向上のため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う必要があることから、医師国家試験に合格した者等が厚生労働大臣が指定する法人が行う講習を修了した場合に、労働衛生コンサルタント（保健衛生区分）のうち筆記試験の全科目を免除するもの。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） （令和3年度）		

	<p>公益社団法人日本歯科医師会 修了者数 69 名 学校法人産業医科大学 修了者数 83 名 (令和元年度 (令和 2 年度、令和 3 年度は実施無し)) 公益社団法人日本医師会 修了者数 388 名</p> <p>○事業収入 (令和 3 年度) (令和 3 年度) 公益社団法人日本歯科医師会 80 千円 学校法人産業医科大学 147, 872 千円 (令和元年度 (令和 2 年度、令和 3 年度は実施無し)) 公益社団法人日本医師会 8, 955 千円</p>
国からの補助金等	特になし
事務・事業の見直し状況 (これまでの検証)	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (平成 21 年厚生労働省令第 55 号) により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。(平成 21 年 3 月)
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性 労働衛生コンサルタント (保健衛生区分) の登録者数は年間 100 名程度で推移しており、本試験免除講習制度を利用して労働衛生コンサルタント試験の筆記試験の免除を受けている者は一定の割合を占めていると考えられ、労働衛生コンサルタントの養成に一定の役割を果たしており、今後も存続させる必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性 筆記試験免除講習の受験資格者 (労働衛生コンサルタント (保健衛生区分) のうち筆記試験の全科目を免除される者) は、医師又は歯科医師に限られており、当該講習については、講習機関がそれぞれの機関の会員等に対し、毎年 1 回、実施するものであり、利益を目的に実施するものではない。</p> <p>●事務・事業の有効性 筆記試験免除講習の受験資格者である医師又は歯科医師は、労働者の衛生の水準の向上に必要な専門知識を持っており、当該者が労働衛生コンサルタントとなり、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことは、労働者の衛生の水準の向上に寄与している。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 筆記試験免除講習については、法令で定められた講習科目に関する知識経験を有する者により行われること等が必要であることから、当該講習を行おうとする者からの申請に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 (昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。) に定められてい</p>

	<p>る指定基準に照らして審査し、指定基準に適合していると認められる場合に限り厚生労働大臣が指定することにより行われている。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>＜指定等の基準の妥当性＞</p> <p>筆記試験免除講習については、申請により厚生労働大臣の指定を受けた者によって行われるものであり、その指定基準は登録省令において示されている。</p> <p>また当該指定筆記試験免除講習機関は、試験免除講習業務に関する業務規程の届出や毎事業年度、その事業計画及び事業報告書等を厚生労働大臣に届け出る必要があるほか、必要があると認められる場合は、勧告を行うことによりその適正な実施を担保している。</p> <p>＜実施主体としての指定等法人の適格性＞</p> <p>指定した法人が行う筆記試験免除講習の開催日時・場所、講習内容等についてホームページで公開しており、事業報告書においても特段の問題は認められない。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定等法人による報告</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)</p>	<p>労働者の衛生の水準の向上のため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う上で、労働衛生コンサルタントを養成する必要があるが、当該試験免除制度を活用して労働衛生コンサルタントとしての登録を受けている者が一定の割合を占めていると考えられることから、今後も当該制度を維持していく必要がある。</p>

備考	
----	--

別紙

合計 3 法人

- ・ 公益法人（2 法人）
- ・ 学校法人（1 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益法人（2 法人）			
公益社団法人日本医師会	平成 21 年 3 月 31 日	03-3946-2121	18,000 円
公益社団法人日本歯科医師会	平成 21 年 3 月 31 日	03-3262-9211	日本歯科医師会の会員は無料 会員以外は 5,000 円
学校法人（1 法人）			
学校法人産業医科大学	平成 21 年 3 月 31 日	093-603-1611	210,000 円 （他の制度に基づく講習等と合わせて行われる講習であり、本制度に基づく講習のみの料金ではない。）